

令和7年度第3回周南市ごみ対策推進審議会議事録

| | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 令和8年2月3日（火曜日） 10時00分～10時40分 |
| 2. 場 所 | 周南市役所本庁舎シビック交流センター 2階 交流室1 |
| 3. 出席者 | (委員17人) 赤木 真由、池田 光優、杉村 恒俊、姉ヶ山 将和、船井 辰朗、山崎 信枝、加藤 洋、磯村 孝、小田 和則、小松原 美佐子、鎌田 昌子、佐々木 哲子、山本 明子、有國 美恵子、住谷 博志、千葉 浩之、高尾 典子 (事務局8人) (傍聴者0人) |
| 4. 議 事 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果及びそれについての市の考え方について ・第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（案）について ・令和8年度一般廃棄物処理実施計画（案）について |
| 5. その他 | 今後の第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定スケジュール |

- 開会
- 会議成立の報告（出席委員17名、欠席委員1名）
- 部長挨拶

○ 議事

(1) 第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果及びそれについての市の考え方について

(2) 第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（案）について

(事務局)

議事1及び議事2に関しては一括審議とし、まず、別添資料「議事1－審議会資料」を基に、第2次周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（素案）のパブリック・コメント実施結果概要を説明し、併せて提出された意見に対する市の見解等を説明。引き続き、「議事2－審議会資料」を基に、前回審議会の指摘事項等を踏まえ修正した計画案について説明。

(議長)

事務局から、議事について説明がありました。ご意見・ご質問はありますか？

(委員)

12ページの水環境については、表記等を見直したことで、市民にも分かりやすい丁寧な説明となった。前回審議会での意見が反映され、感謝する。

(委員)

パブリック・コメントの意見は、計画案に反映されていないという理解でよいのか？

(事務局)

生活排水処理基本計画の対象とするものは、し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水です。このたびのパブリック・コメントのご意見は、下水道に関するものですので、ご意見に対しての回答はさせていただきますが、ご意見を計画に反映させることはいたしません。

(委員)

パブリック・コメントの実施期間は1ヶ月間ということであったが、意見者が1名で件数としては2件という結果に対し、市の見解は？

(事務局)

広報紙やホームページで周知したところですが、年末年始にかかる実施期間ということもあってか、参加者は1名のみという結果となりました。今後の課題として、より多くの方が参加されるよう実施方法等を検討してまいります。

(委員)

図表の整合性について確認したい。31ページの図表3-23の「各施設の整備計画」では、公共下水道の徳山中央処理区の対象地域として、徳山・新南陽となっており、また、特定環境保全公共下水道の新南陽処理区の対象地域は徳山となっている。一方、14ページの図表3-3の「生活排水処理の流れ」では、表中の公共下水道を説明する箇所において、徳山地域の説明は徳山中央処理区と徳山東部処理区のみ表記となっている。これらの表記は、整合性を取るべきではないのか？

(事務局)

14ページの図表は、概略図であるため、このような表記となっておりますが、整合性を取るため、図表3-23の下に処理区の説明を付記し、補足説明を行います。

(議長)

他にご意見・ご質問はありますか？

(委員)

(意見なし)

(3) 令和8年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

(事務局)

議事3に関し、別添資料「議事3－審議会資料」を基に、令和8年度一般廃棄物処理実施計画（案）を説明。

(議長)

事務局から、議事について説明がありました。ご意見・ご質問はありますか？

(委員)

この実施計画案が、審議会後、どのような取り扱いとなるのか？

(事務局)

今後の計画策定の流れですが、本日の審議会でご審議いただきました結果を踏まえ、計画策定に係る決裁をとり、計画を確定させます。その後、4月1日付で告示し、広く周知いたします。

(委員)

実施計画の計画数値について、第3次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の数値を根拠としているのであれば、そのことを計画中に明示したほうが市民にとって分かりやすいと思う。

(事務局)

実施計画はホームページで公表することとなりますが、その際には、計画に関する説明文の中で、一般廃棄物処理実施計画の位置づけや計画数値について説明し、実施計画の数値が基本計画の数値を準用していることを明示します。

基本計画と実施計画の関係性についてですが、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定めるものが基本計画であり、その基本計画を実施するため、年度毎に廃棄物の処理計画を定めるものが実施計画です。

上位計画である基本計画の計画期間は10年間あり、ごみ量を推計し、計画数値を定めております。実施計画の計画数値は、基本計画における当該年度の計画数値を準用するかたちで定めております。

(委員)

実施計画は毎年策定されるとのことだが、計画の達成状況等の確認については、この審議会において審議し、市民に公開されるということで間違いないか？

(事務局)

ご質問のとおり、毎年、本審議会において、ごみ量の計画値と実績値の分析・評価を行い、結果につきましては公開しております。

(委員)

6 ページの最終処分計画について、埋立方式の「陸上片押埋立方式」と「準好気性サンドイッチ方式」という用語は、専門的な表現であるため、一般の市民には分かりにくいと思う。補足説明が必要ではないか？

(事務局)

ご指摘のとおり、専門用語を用いており分かりづらい表現となっておりますので、用語解説等の補足説明を追記いたします。

(委員)

現在、鹿野総合支所の解体が進んでいるが、解体ごみの産業廃棄物はどのように処分されるのか？

(事務局)

具体的な処分ルートは把握しておりませんが、産業廃棄物の処分に関しては、リサイクルできるものは適正に処理し、資源循環によって、埋立処分するごみの量を削減するという原則のもとで、処分することとされております。

(議長)

他にご意見・ご質問はありますか？

(委員)

(意見なし)

○ その他

今後の第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定スケジュール

(事務局)

第2次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画ですが、今後、本日の審議会でご審議いただきました内容を反映させた最終案を、会長にご確認いただき、計画の内容を確定させていただきます。完成した計画書は、3月下旬頃に、委員の皆様へ送付させていただきます。

(議長)

事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありますか？

(委員)

(意見なし)

○ 閉会